

## 第 8 回専門部会における主な御意見と提言の反映箇所

前回意見	提言の反映箇所
<p>保育所でもいろいろな子育て支援サービスをやっているの、先進的な取組についての情報を記載してはどうか。 (武藤委員)</p>	<p>P. 11 (第 2 章-1-(2) 虐待の未然防止) 区市町村では、子どもと親が集う「子育てひろば」や、保育所が地域の子育て家庭を対象に行う育児講座や育児相談のほか、ショートステイや一時預かり、派遣型保育サービス等の「レスパイト的機能」を持ったサービスなど、地域の実情に応じて様々な子育て支援サービスの充実に力を入れている。区市町村においては、児童虐待防止の視点からも、こうした子育て支援サービスのさらなる充実が必要である。</p>
<p>都の児童相談所で、児童福祉司が何件くらい案件を抱えているのかわかる記載があるとよい。 (松原委員)</p>	<p>P. 16 (第 2 章-3-(1) 児童相談所) 例えば、児童福祉司が年間に受理する虐待相談件数は、1 人当たり約 30 件、養育困難や育成相談などを合わせた新規相談案件は 100 件に及んでおり、定期的に家庭訪問が必要な在宅指導ケースをみると、児童相談所全体で常時 1,500 件程度、1 人の児童福祉司当たり約 10 件を行っている。</p>
<p>要対協をきちんと使えるように、どういう情報が共有できるかなど、基本ルールの徹底について記載した方がよい。(磯谷委員)</p>	<p>P. 18 (第 3 章-1-提言 1) 区市町村においては、子育て支援サービスの場で、虐待が生じていると思われるケースなどを職員が発見した場合には、子ども家庭支援センターに速やかに通告を行うなど、情報提供にかかる基本ルールの周知を徹底するとともに、要保護児童対策地域協議会において支援を行っていく際の情報共有や、関係諸機関との支援の役割分担の仕組みなどについて改めて周知を行うべきである。</p>
<p>子育てひろばや保育所については、母子保健のところだけでなく、育児不安群への支援のところでも触れるべき。(網野委員)</p>	<p>P. 19 (第 3 章-1-提言 3) 子育てひろばや一時預かり、保育所など、地域で様々な子育て支援サービスを担う職員が、子育てに不安を抱き、周囲からのサポートが十分に得られていない育児不安群の家庭を把握した場合は、フォローがなければ虐待へのリスクが高まるという視点を持ち、各々のサービス提供を通じて、保護者に寄り添い、孤立させないように、支援に努めるべきである。</p>
<p>オレンジリボンキャンペーンは、都だけでなく、区市町村も行うべき。 (武藤委員)</p>	<p>P. 21 (第 3 章-1-提言 5) 社会全体で児童虐待を防止することを目指し、都は、区市町村とも一層連携し、「オレンジリボンキャンペーン」の推進に、引き続き力を注ぐべきである。</p>

<p>子育て家庭を孤立させないためには、地域の住民が子育て家庭の気持ちに寄り添うことが大切であり、そういう視点で広報を行うことをもっと盛り込むべき。(網野委員)</p>	<p>P.21 (第3章-1-提言5)</p> <p>都民一人ひとりが、「児童虐待は、どの子育て家庭でも起こりうるものだ」との意識を持ち、日頃から、地域全体で子育て家庭を見守り、どの家庭も安心して子育てができる社会をつくることが重要である。都は、イベントの開催や広報を通じて、キャンペーンの趣旨等を効果的にPRするほか、関係諸機関や地域の団体には、要保護児童対策地域協議会や地域の各種協議会など、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るべきである。</p>
<p>教育機関との連携について、要対協との関連で、もっと記載できないか。(網野委員)</p>	<p>P.22 (第3章-2-提言1)</p> <p>福祉部門と教育部門が共同で、検討チームの事務局を担う例もあり、子ども家庭支援センターは、こうした事例を参考に、他機関との連携を強化していくべきである。</p>
<p>子ども家庭支援センター相互間の連携についても取組が必要ではないか。(磯谷委員)</p>	<p>P.23 (第3章-2-提言2)</p> <p>「共有ガイドライン」では、転居したケースにおける子ども家庭支援センター間の連携などについても、明確化する必要がある。</p>
<p>児童相談所と子ども家庭支援センターの連携がうまくいかないときに、どう調整するかも重要。(磯谷委員)</p>	<p>P.23 (第3章-2-提言2)</p> <p>児童相談所と子ども家庭支援センターが双方に関わるケースのうち、特に対応が困難なケースについては、中央児童相談所機能を有する児童相談センターも参加して事例検討会を開催し、専門課長のスーパーバイズなどにより、解決の糸口をつかむことも必要である。</p>
<p>都と区市町村で共有した情報について、再発防止などのために有効活用することも検討するべき。(高田委員)</p>	<p>P.23 (第3章-2-提言2)</p> <p>これらの事例は、連携対応の実践事例として蓄積し、児童相談所と子ども家庭支援センターの合同研修の中で、ケーススタディの素材として活用することも有効である。</p>
<p>発見だけでなく、子どものケアや親の治療といった面でも医療機関の積極的な関与を求めるべき。(犬塚委員)</p>	<p>P.24 (第3章-2-提言3)</p> <p>児童相談所などが支援している、虐待を受け心のケアが必要な子どもや、精神的な課題を抱えた保護者等への対応には、医療機関との一層の協力体制が必要であり、都として必要な情報提供や協力の働きかけを行う必要がある。</p>
<p>スクールソーシャルワーカーの必要性について、強調するべき。(武藤委員)</p>	<p>P.25 (第3章-2-提言3)</p> <p>教育・福祉分野の専門的な知識・技術を合わせ持つスクールソーシャルワーカーについては、虐待ケースの対応において教育、福祉両分野の視点から課題を整理し、調整機能を発揮するなど、橋渡し役として重要なことから、全区市町村での設置が望ましい。地域の実情に応じて複数の配置などを検討することも考えられる。</p>

<p>研修とは別に、メンタルヘルスの有効な対策について記載した方がよい。 (武藤委員)</p>	<p>P.26 (第3章-3-提言1) 産業医の活用に加えて、医療連携専門員(保健師)による職員へのメンタルヘルス教育を行うなど、職員支援を充実すべきである。</p>
<p>児童福祉司の増員について記載できないか。 (松原委員)</p>	<p>P.28 (第3章-3-提言3) 措置後の子どものケアのニーズや保護者指導等の必要なケースが増えるなど、児童相談所に求められる役割は、今後ますます重要になることから、これらの機能の中核を担う児童福祉司、児童心理司は、今後も引き続き、増員を図るなど体制強化を検討すべきである。</p>
<p>社会的養護の現場の受け皿のあり方は今後の課題であり、その点にも触れてほしい。(武藤委員)</p>	<p>P.29 (おわりに) 今後、一時保護や児童養護施設、里親等での子どもたちへのケアや生活環境、家庭復帰、自立への支援など、社会的養護における支援の全体像について、子どもと家庭の状況や社会環境の変化を踏まえた現状分析と、あり方の検討を要望するものである。</p>

